

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正の背景

- 現在、自治体が実施する予防接種を受け、接種に伴う副反応疑いがあった場合は、医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）に「副反応の疑い」の情報を報告しているところ。
- 今般、予防接種の有効性及び安全性の向上を図るための調査・研究を行うため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の改正により、医療機関からの「副反応疑い」の報告内容及び自治体からの接種情報を新たに設置する匿名予防接種等関連情報データベース（以下「予防接種 DB」という。）に格納し、両者を予防接種 DB 内で紐付ける予定。（令和 8 年 6 月 1 日施行）
- 上記紐付けに用いるため、医療機関から PMDA への報告内容に、組合員等記号・番号等を追加する必要がある。

2. 改正の概要

- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）において、主務大臣等以外の者は、主務省令で定める場合を除き、何人に対しても組合員等記号・番号等を告知することを求めること（告知要求）が禁止されている。これを受け、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）においては、PMDA について、「医薬品等の品質等の情報収集等を行う場合」のみ告知要求ができることとされている。
- PMDA が組合員等記号・番号等を告知要求することを可能とするため、「主務省令で定める場合」に、「PMDA が予防接種の副反応に関する報告に係る情報の整理等を行う場合」を追加する。

3. 公布日等

公 布 日：令和 8 年 5 月 29 日

施行期日：令和 8 年 6 月 1 日